

# 消費税課税制度確認書

クライアント名 \_\_\_\_\_ 年 月 日

今月、貴社は決算月です。翌期の消費税の課税制度を確認いたします。

免税	貴社の翌期は免税です。(前期の課税売上高1,000万以下)	
課税	貴社の翌期は課税事業者です。(前期の課税売上高1,000万円超) ※例外あり(課税事業者選択、新設法人、1年未満、特定期間等)	
	簡易	翌期は簡易課税を選択します。(前期の課税売上高5,000万円以下)
	本則	翌期は本則課税で計算します。(原則法、翌期に大規模投資等あり等)

[貴社] 翌期の消費税について説明を受けました。

(サイン等をお願いいたします)

[会計事務所]

## 倉持税理士事務所

[確認書の趣旨]

消費税の課税制度は、基準期間の課税売上高により当期の課税関係が確定します。納税義務の判定により、納税義務者に該当しなくても大規模投資等の予定がある場合課税事業者を選択することにより、消費税の還付が受けられる可能性があります。また、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の場合には、簡易課税制度を選択することもできます。しかし、一定の日までに選択しないと制度の適用が出来ないため、当会計事務所では消費税の選択制度を確認をいたします。

倉持税理士事務所